

広告掲載基本方針

当社の媒体に掲載する広告は、以下の方針に従うものとします。

1. 社会の信頼に応え、真実を伝えるものとします。
2. 公序良俗を守り、品位を損なわないものとします。
3. カスタマーの安全・安心に配慮し、その利益に反しないものとします。
4. 社会秩序を重んじ、関係諸法規を遵守するものとします。

広告掲載基準

当社は、以下に該当する広告は、いかなる媒体においても掲載等しないものとします。

1. 以下の各号に該当すると当社が判断する広告主にかかる広告
 - ① 事業内容、営業方法等が関係諸法規に違反している広告主
 - ② 悪質商法を行っている広告主
 - ③ カスタマーの安全・安心の観点から、著しく不適合な商品・サービスを提供する広告主
 - ④ プライバシーの侵害、差別を肯定・助長する可能性が高い広告主
 - ⑤ 反社会的広告主
 - ⑥ 経営難により広告実現能力が欠如し、または、その可能性が高い広告主
 - ⑦ 当社と係争中、または、そのおそれのある広告主
 - ⑧ その他前①～⑦の広告主と関連性の高い広告主
2. 以下の種類に該当すると当社が判断する広告
 - ① 特定の団体・個人にかかる政治・選挙に関する広告
 - ② 意見広告・宗教広告等の思想信条に関わる広告※反社会的広告主とは暴力団、暴力団員等及び暴力的行為を行う者を指す
3. 当社は、お客様より当媒体への広告掲載のお申度をいただいたときは、審査を行います。お客様には、審査に必要な資料の提供や審査への協力をお願いすることがあります。
4. 掲載された広告の内容に関する一切の責任は、お客様に帰属します。
5. 当媒体への広告掲載及びそれに付随するサービスを通じて、お客様が取得される資料請求者等の個人情報につきましては、下記の遵守をお願い致します。
 - ① 本人が承諾した目的以外の範囲で利用、開示しないこと
 - ② 漏洩防止対策をとること
 - ③ 本人からの個人情報に関する問合せに対応すること掲載規定に違反した場合、当社はお客様への個人情報のご提供を停止、または中止させていただくことがあります。

ジョルテ広告配信利用規約

株式会社ジョルテ(以下「当社」といいます。)は、以下のとおり、ジョルテ広告配信サービス(以下「本サービス」という。)を通じて実施するにあたり、以下のとおり、「ジョルテ広告配信利用規約」(以下「本利用規約」といいます。)を定めます。

第1章 総則

第1条. (適用)

1. 本利用規約は、本サービスを利用する広告主および代理店に対して適用されます。
2. 当社が本サービスで随時掲載する諸規約と本利用規約が矛盾する場合は、本利用規約が優先されます。
3. 本利用規約の条項のうち、「第2章 広告主」に定める条項は、当社と広告主である利用者に対してのみ適用され、「第3章 代理店」に定める条項は、当社と代理店である利用者に対してのみ適用されます。

第2条. (定義)

1. 「本サービス」とは、当社が提供する広告配信サービスのことをいいます。
2. 「広告主」とは、本サービスを利用して媒体上に広告掲載するものをいいます。
3. 「代理店」とは、当社を代理して、当社の定める条件に従い、広告主との間で本サービスの提供に関する契約を締結するものをいいます。
4. 「媒体資料」とは、本サービスの概要、利用ガイドラインの記載のある、書面化した資料(電子データを含む)をいいます。
5. 「広告素材」とは、本サービス上で提出される画像その他の原稿、および原稿を構成する各々の要素をいいます。
6. 「個別契約」とは、広告申込内容を記載した当社所定の広告申込書であり、当社と広告主又は代理店との間で取り交わすことにより成立するものをいいます。
7. 「本ユーザー」とは、本サービスを閲覧する、当社、代理店及び広告主を除いた第三者の個人をいいます。
8. 「広告コンテンツ」とは、広告配信を実施するにあたり必要な文章、画像、映像、動画、音声、デザイン等のことをいいます。

第3条. (本サービスの利用申込および契約の成立)

1. 広告主又は代理店(以下、「事業者」という。)は、本サービスの利用申込みを行う場合には、本利用規約および本サービスの仕組みを理解・承諾の上、個別契約にて申込みものとします。
2. 前項の事業者による本サービスの利用申込みがなされ、当社が当社の取引基準に基づく審査により適格と判断した場合において、当社による承諾の意思表示が事業者に到達した時をもって、当社と事業者の間に個別契約が成立するものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、事業者は、当社の取引基準等に適合しないと当社が判断した場合、個別契約の成立後であっても本サービスの全部または一部を利用できない場合があることを予め承諾するものとします。

第4条. (当社の業務)

当社が本サービスを提供するにあたり、当社の業務内容は以下の通りとします。

- ① 本サービス実施に伴い、審査に必要な情報、資料の収集。
- ② 本サービスの提供に関する契約を締結、変更、解除すること。
- ③ 本サービスの提供に伴い必要となる広告コンテンツの制作および本サービスを実施すること。
- ④ 広告主および代理店の要請に従い、広告主および代理店より提供されたデータ等を破棄又は返還すること。
- ⑤ その他、前各号に付帯する一切の業務。

第2章 広告主

第5条. (広告主の業務)

1. 広告主が本サービスを利用するにあたり、広告主の業務内容は以下の通りとします。
 - ① 当社の求めに応じ、審査に必要な情報、資料を当社に提供すること。
 - ② 当社の定める条件に従い、本サービスの提供に関する契約を締結、変更、解除すること。
 - ③ 広告素材その他当社が本サービスを提供するのに必要となる正確な情報を当社に交付し入稿すること。
 - ④ ユーザー等から苦情、異議、請求があった場合に、それを当社に通知するとともに適切な方法により対応すること。
 - ⑤ 当社の要請に従い、当社より提供されたデータ等を破棄又は返還させること。
 - ⑥ その他、前各号に附帯する一切の業務。
2. 広告主による本サービスの申込み在先立ち、広告掲載の可否について当社の審査を受けるものとし、当社の審査に合格した広告主に限り契約を締結するものとします。

第6条. (知的財産権等の帰属および権利の保証)

1. 広告主は、本サービスおよび本サービスに関連して発生する著作物、システム等の著作権その他の知的財産権は当社または当社に使用許諾を行った第三者に帰属するものであることを確認し、いかなる目的であれ転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加等の一切の使用行為を行わないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、次の各号について確認するものとします。
 - ① 当社が制作した広告コンテンツのうち、本サービスを通じて広告主のために配信された広告に関する著作権その他の知的財産権は広告主に帰属すること。
 - ② 本サービスを利用するに当たり広告主が当社に提供した広告コンテンツのうち、広告主または広告主に使用許諾を行った第三者(当社を除きます。)が著作権その他の知的財産権を有する著作物等に関しては著作権その他の知的財産権が広告主または広告主に使用許諾を行った当該第三者に留保されること。
3. 当社は、自らまたは第三者をして、本サービスの提供に必要な範囲内で、広告主が商標権を有する商標および広告主が知的財産権を有するデザイン等ならびに広告コンテンツを、無償で自由に使用し、もしくは使用させることができるものとし、当該使用にあたり当社または当該第三者は広告主コンテンツを自由に複製・改変・削除等することができるものとします。この場合、広告主は著作者人格権を有する場合でも一切これを行行使しないものとします。なお、広告コンテンツにつき権利を有する第三者が存在する場合、広告主は、予め当該第三者から当該使用にかかる許諾を得るとともに、当該使用に必要な権利処理の一切を行うものとします。
4. 当社は、本サービスに基づいて、広告コンテンツを使用するにあたり、関連する諸法令を遵守すること及び、本サービスの為に構築するシステム及びプログラムの著作権(編集著作権に対する権利を含む)が、第三者を含む他者の権利を侵害するものではないことを、広告主に対して保証します。
5. 広告主は、広告コンテンツに含まれる情報が正確かつ最新であることを保証し、当社が第三者から、広告コンテンツおよび/または広告コンテンツに基づいて制作および/または広告主情報の使用に関して権利侵害等の主張を受け紛争に巻き込まれた場合、広告主は、自己の費用と責任において当該紛争を解決し、当社に一切の損害を及ぼさないものとします。万一、当社が当該第三者に対して損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、広告主は、当社に対し、その全額を支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を支払わなければならないものとします。

第7条. (利用料金)

1. 広告主が利用する本サービスの利用料金の詳細については、個別契約において定めるものとします。
2. 広告主は、当社への申込に基づいて当社が広告主に提示する請求書の記載通りに利用料金を支払わなければならないものとし、広告主が個別契約成立後、申込内容を変更した場合であっても、利用料金は減額または返金されないものとします。なお、利用料金の支払いにかかる手数料は広告主の負担とします。
3. 広告主は、本サービス提供期間の途中において個別契約が終了した場合(当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。)においても利用料金の支払義務を負うものとし、広告主が既に利用料金を当社に支払っている場合には、当社は、いかなる場合であれ広告主に対し利用料金の返還義務を負わないものとします。

第8条. (責任)

1. 広告主はジョルテ広告掲載基本方針に従うものとします。
2. 本サービスが、当社の責めに帰すべき事由に起因する紛争を生じさせた場合、当社が自らの責任において、一切を処理・解決します。
3. 広告の内容により第三者またはユーザーから損害賠償請求を受けた場合、当社と広告主は協議のうえ、これを解決するものとします。

第3章 代理店

第9条. (代理店の業務)

1. 代理店が当社から受託する本業務の内容は以下のとおりとします。
 - ① 当社のために広告主を募集すること。
 - ② 当社の求めに応じ、審査に必要な情報、資料を当社に提供すること。
 - ③ 当社を代理して、当社の定める条件に従い、広告主との間で本サービスの提供に関する契約を締結、変更、解除すること。(そのための広告主との交渉を含む)
 - ④ 広告主より広告素材その他当社が本サービスを提供するのに必要となる正確な情報を受領し、当社に交付し入稿すること。
 - ⑤ 利用料金を広告主に請求し、回収すること。
 - ⑥ 広告主、ユーザー等から苦情、異議、請求(広告主からの契約の変更又は解除の申し出を含む)等があった場合に、それを当社に通知するとともに適切な方法により対応すること。
 - ⑦ 広告主との契約が終了した場合、広告主に対して、当社の要請に従い、当社より提供されたデータ等を破棄又は返還させること。
 - ⑧ その他、前各号に附帯する一切の業務。
2. 代理店は、広告主による本サービスの申込み在先立ち、広告掲載の可否について当社の審査を受けるものとし、当社の審査に合格した広告主に限り個別契約を締結するものとします。
3. 代理店は、広告主との間で本サービスの提供に関する契約を締結したときは、遅滞なく、書面にて当社に当該契約を締結した旨、広告主の名称、所在地、連絡先その他契約内容等を報告するものとします。

第10条. (説明義務)

1. 代理店は、広告主によるサービスの申込み在先立ち、広告主に対し、以下に列挙する事項を説明し、当社が求める場合は、説明事項につき理解した旨の広告主の確認書を得るものとします。
 - ① 代理店が当社の代理人として本サービスの申込みをすること。
 - ② 利用料金の回収、苦情等の受け付けその他本業務に含まれる業務は代理店が行い、当社はこれらの業務を行わないこと。
 - ③ 本規約その他の諸規定を遵守しなければならないこと。
 - ④ 広告主は広告素材及び媒体資料について著作者人格権を行行使しないこと。

- ⑤ 代理店が前項で定める義務を怠った場合に、広告の掲載が行われ、利用料金が発生した場合は、代理店は利用料金の支払義務を負うこと。
 - ⑥ 広告の配信は当社にて原稿が承認されたことを条件として開始されること。
2. 代理店が前項の説明義務を怠り弊社に損害が生じた場合は、当社は代理店に対し、第16条に基づき損害賠償を請求することができるものとします。

第11条. (知的財産権等の帰属および権利の保証)

1. 代理店は、当社と広告主にて知的財産権等の帰属及び権利の保証が確認された次の各号について、同様に確認を行なうものとします。
- ① 本サービスおよび本サービスに関連して発生する著作物、システム等の著作権その他の知的財産権は当社または当社に使用許諾を行った第三者に帰属するものであることを確認し、いかなる目的であれ転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加等の一切の使用行為を行わないものとします。
 - ② 当社が制作した広告コンテンツのうち、本サービスを通じて広告主のために配信された広告に関する著作権その他の知的財産権は広告主に帰属することとします。
 - ③ 本サービスを利用するに当たり広告主が当社に提供した広告コンテンツのうち、広告主または広告主に使用許諾を行った第三者(当社を除きます。)が著作権その他の知的財産権を有する著作物等に関しては著作権その他の知的財産権が広告主または広告主に使用許諾を行った当該第三者に留保されること。
 - ④ 当社は、自らまたは第三者をして、本サービスの提供に必要な範囲内で、広告主が商標権を有する商標および広告主が知的財産権を有するデザイン等ならびに広告コンテンツを、無償で自由に使用し、もしくは使用させることができるものとし、当該使用にあたり当社または当該第三者は広告主コンテンツを自由に複製・改変・削除等することができるものとします。この場合、広告主は著作者人格権を有する場合でも一切これを行使しないものとします。この場合、広告主は著作者人格権を有する場合でも一切これを行使しないものとします。なお、広告コンテンツにつき権利を有する第三者が存在する場合、広告主は、予め当該第三者から当該使用にかかる許諾を得るとともに、当該使用に必要な権利処理の一切を行うものとします。
 - ⑤ 広告コンテンツにつき権利を有する第三者が存在する場合、広告主の責任のもと、予め当該第三者から当該使用にかかる許諾を得るとともに、当該使用に必要な権利処理の一切を行うものとします。
 - ⑥ 当社は、本サービスに基づいて、広告コンテンツを使用するに当たり、関連する諸法令を遵守すること及び、本サービスの為に構築するシステム及びプログラムの著作権(編集著作権に対する権利を含む)が、第三者を含む他者の権利を侵害するものではないことを、広告主に対して保証します。
2. 代理店は、広告主もしくは自らより提供される広告コンテンツに含まれる情報が正確かつ最新であることを保証し、当社が第三者から、広告コンテンツおよび/または広告コンテンツに基づいて制作および/または広告主情報の使用に関して権利侵害等の主張を受け紛争に巻き込まれた場合、代理店は、自己の費用と責任において当該紛争を解決し、当社に一切の損害を及ぼさないものとします。万一、当社が当該第三者に対して損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、代理店は、当社に対し、その全額を支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を支払わなければならないものとします。

第12条. (利用料金)

1. 代理店が利用する本サービスの利用料金の詳細については、個別契約において定めるものとします。
2. 代理店は、当社への申込に基づいて当社が代理店に提示する請求書の記載通りに利用料金を支払わなければならないものとし、代理店が個別契約成立後、申込内容を変更した場合であっても、利用料金は減額または返金されないものとします。なお、利用料金の支払いにかかる手数料は代理店の負担とします。
3. 代理店は、本サービス提供期間の途中において個別契約が終了した場合(当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。)においても利用料金の支払義務を負うものとし、代理店が既に利用料金を当社に支払っている場合には、当社は、いかなる場合であれ代理店に対し利用料金の返還義務を負わないものとします。

第13条. (責任)

1. 代理店は、当社に対して広告主がジョルテ広告掲載基本方針に従うよう指導し連帯責任を負うものとします。
2. 本サービスが、当社の責めに帰すべき事由に起因する紛争を生じさせた場合、当社が自らの責任において、一切を処理・解決します。
3. 代理店は、広告の内容により第三者またはユーザーから損害賠償請求を受けた場合、当社、広告主および代理店は、三者協議のうえ、これを解決するものとします。

第4章 その他

第14条. (免責)

当社は、停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生など当社の責に帰すべき事由以外の原因により広告掲載契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかつた場合、当社はその責を問われないものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。なお、当社が掲載を行わなかつた部分については、広告主および代理店は支払債務も生じないものとします。

第15条. (機密保持義務)

1. 当社、広告主および代理店は、本条第2項で開示が認められる場合を除き、相手方の事前の承諾なく、契約期間の開始日の前後を問わず、本契約に関して相手方より秘密である旨の表示がなされたうえで開示された情報(以下「機密情報」といいます。)を、第三者に開示しないものとする。ただし、以下の各号に該当する情報は、機密情報には該当しないものとする。
- ① 相手方から開示された時点で、公知となった情報。
 - ② 相手方から開示された後、自己の責によらず公知となった情報。
 - ③ 第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報。
 - ④ 相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報。
2. 前項の規定にかかわらず、当社、広告主および代理店は、機密情報を開示することができるものとする。また、当社の子会社に対しても、機密情報を開示できるものとする。
3. 当社、広告主および代理店が、国その他の公権力により適法に機密情報の開示を命令された場合、本条第1項の定めにかかわらず、当該公権力に対して当該機密情報を開示できるものとします。ただし、当該命令を受けた当事者は、当該命令を受けた事実を遅滞なく相手方に通知し、可能な限り機密情報の機密性の保持に努めるものとする。
4. 本条に基づく義務は、個別契約終了後も3年間有効に存続するものとする。

第16条. (損害賠償)

当社、広告主および代理店は、相手方が本利用規約に違反したことにより損害を被つた場合には、当該相手方に対し、通常かつ直接の損害の賠償を請求することができるものとします。また、第6条5項、第8条3項、第10条2項および第12条3項についても有効に効力を有するものとします。

第17条. (有効期間)

本利用規約の有効期間は、広告申込日から6か月とする。ただし、本利用規約終了の日の1か月前までに、当社、広告主および代理店から本利用規約を更

新しい旨の書面による通知がない限り、本利用規約は期間を6か月として自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。

第18条. (解除)

当社、広告主および代理店は、相手方が次の各号の一に該当するときには、相手方に通知の上、即時に本利用規約を解除することができるものとします。この場合、当社は、広告主および代理店との間で合意しているその他の個別契約も同時に解除することができるものとします。

1. 本利用規約の規定に違反したとき。
2. 当社の信用を傷つけたとき。
3. 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分を受け、又は破産、民事再生、特別清算、会社更生を自ら申し立て若しくは申し立てを受けたとき。
4. 手形・小切手の不渡り処分を受け、又はその他支払い不能となったとき。
5. 営業の全部又は重要な部分を他に譲渡したとき。
6. 合併等により経営環境に大きな変化が生じたとき。
7. 信用に不安が生じたとき。
8. 営業を廃止したとき、又は清算に入ったとき。

第19条. (権利義務譲渡の禁止)

当社、広告主および代理店は、本契約上の地位及び本契約に基づく一切の権利義務を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡若しくは貸与し、又は担保に供してはならないものとします。

第20条. (反社会的勢力の排除)

1. 当社、広告主および代理店は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - ① 当暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 当社、広告主および代理店は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為。
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為。

第21条. (準拠法・合意管轄)

1. 本利用規約の準拠法は日本法とします。
2. 本利用規約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条. (協議解決)

本利用規約の解釈に疑義が生じた場合、又は本利用規約に規定されていない事項については、当社、広告主および代理店は、協議の上円満に解決するものとします。

第23条. (存続条項)

本利用規約の終了後も、第16条(損害賠償)、第19条(権利義務譲渡の禁止)、第21条(準拠法・合意管轄)、第22条(協議解決)及び本条は有効に効力を有するものとします。

附則

2015年12月20日制定

2016年1月7日改定

2016年3月22日改定

2019年2月25日改定